

## 警察公論第73巻第10号付録「SA2019」お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

### ● 81頁 警察行政法 問1の枝文(5)

#### 誤

- (5) 行政庁の権限の「委任」とは、行政庁の権限の全部又は一部を、行政庁以外の者が、その受任者としての名と責任において行使し、行政庁が行った

#### 正

- (5) 行政庁の権限の「委任」とは、行政庁の権限の全部又は一部を、行政庁以外の者が、その受任者としての名と責任において行使し、行政庁が行った**ことと同一の法的効果が生じることをいう。**